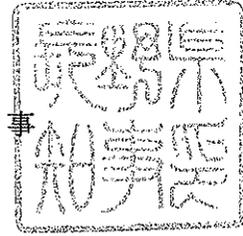




19道建第 27号
平成19年5月7日

国土交通省 道路局長 様

長野県知事



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のありました標記について、
下記のとおり回答します。

記

長野県は、美しく多様性に富んだ自然に恵まれ、特色ある産業や生活・文化が醸成されて今日に至っています。道路はこれら人間活動を支え続けて来た最も根幹的な社会資本であり、その重要性は今も変わるものではありません。

県民に安全で安心できる暮らしを約束するための医療・福祉の充実、観光をはじめとする産業活性化による経済再生、さらには未来を担う人づくりなど、県政の重要施策は全て高速道路から地方道に至る道路網の整備・充実の上に立脚しています。さらに本県においては、最近、記録的な大雪や豪雨災害が発生し、災害時における交通確保が、民生安定上の重要課題として浮き彫りになっております。

これらの状況を踏まえ、安全・安心で活力ある県土を創造するため、道路ネットワークを総合的かつ早期に整備できるシステムを構築するよう要望します。

また、わが国におけるこれまでの道路行政は、道路建設に主眼を置く一方、維持・管理には十分な配慮が行き届いていたとは言えず、結果的に、道路建設が一定水準に達したことを以って特定財源を不要あるいは縮減すべきとする一部世論を誘起したとも思えます。「道路」は長い歴史の中で、国民自身の負担で建造され受け継がれて来た貴重な共有財産であり、不断のメンテナンスを通じてこれを永く守り続けることは、今に生きる我々の責任です。

国においては、より積極的に維持・管理に対しても道路特定財源を充てることを検討いただくことが必要であると考えます。

1. 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

国内各地の潜在的能力を引き出し、わが国が失いつつある国際競争力を取り戻すために、高速道路など国土の骨格をなす道路網が、国の責任において早期に構築されることを第一に求めます。第二として、急激に進む少子高齢化に対応して、歩道整備が迅速かつ確実に進展するよう、補助制度の拡充等も含めて全面的な支援を求めます。その上で、以下の視点に立脚した道路整備を進めることが重要と考えます。

(1) 道路は、まず「安全」であること

道路管理者の責務として、また利用者の視点に立っても、道路はまず「安全であること」が大前提であると認識しています。このため、国土交通省と長野県が進める「見える化プラン」に示されたイライラ・ハラハラ箇所の改善を典型として、交通事故多発地点の改善や歩行者等交通弱者の安全確保などに取り組まねばなりません。また、歩道の新設や改良・拡幅を前倒して行うことや、道路防災のため落石等の危険個所の解消が急務です。

(2) 災害時でも「信頼」できる道路であること

本県の場合、県土の多くが急峻な地形及び脆弱な地質であることに加え、自然条件と、過疎や高齢化の進行といった地域社会の変化に対応して、災害時の道路交通の確保にも取り組む必要があります。先に述べたように、道路単体の安全性・信頼性を向上させるとともに、道路網として代替機能を確保できるような整備を進める必要があります。

(3) 「便利」さを実感できること

道路整備によって、県民や利用者が「便利」になったことを実感できるような進め方が大切です。施策として交通渋滞の緩和、移動時間の短縮、定時性の確保、さらに都市基盤整備に取り組むことは勿論、集中投資等によりできる限り短期間で効果を発現させる事業執行が有効と考えます。

(4) 「良質」な資産であること

道路という公共資産は、安全で便利であると同時に「良質」であることが求められます。都市部・農山村部いずれにおいても、沿道の生活環境、自然環境を損なわないことは当然として、耐久性に富み、限りなくメンテナンスフリーとなる道路づくりに努めることが重要です。

2. 効率化を徹底的に進める上で特に重視すべきこと

道路整備計画を策定し、事業の優先順位、着手と完了時期を明確に説明することが、道路整備を効率的に進めるうえでの前提です。当然ながら、これには安定的な財源確保が必要となります。

個々の事業の執行に当たっては、事前に住民との意思疎通を図り、事業着手後、できる限り短期間で事業を完了することが結果的にコスト縮減にも繋がるものと考えます。併せて、地方が弾力的に事業を執行できるよう、複数事業の統合化など、制度の拡大が望ましいと思います。

さらに、国と地方公共団体の間で、先駆的な技術や行政手法の情報を共有化することが、道路整備を効率的に進める上でも有効であると考えます。

3. 道路政策や道路の整備・管理全般に関する意見

道路の維持管理も「真に必要な道路整備」であることを認識いただきたい。道路利用者が納める税金には、安心して安全に通行できるよう、道路が適正に維持・管理されるという期待が込められていると思います。特に、今後急速に進むインフラの老朽化に対しても、効率的な点検・補修が必要となります。昨年12月8日の閣議決定において「真に必要な道路整備は計画的に進める」とされている特定財源の用途については、道路の維持管理も含めてお考えいただき、維持管理全般への支援を拡充するよう望みます。

当県においても財政状況は厳しい一方で、未だに道路は十分な整備水準に達しておらず、整備を求める県民ニーズは依然として高いものと認識しております。

国においては、地域の実情を認識され、「真に必要な道路整備」を着実に進めるとともに、これに要する財源を確保するよう強く要望し、意見と致します。

長野県 土木部 道路建設課

(課長) 北沢 陽二郎

(担当) 高嶋 修

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL 026-232-0111(代表) 内線 3421

TEL 026-235-7304(直通) FAX 026-235-7391

E-mail michiken@pref.nagano.jp (課代表)